

身体拘束適正化のための指針

医療法人 大朋会
刈谷整形外科病院

1. 身体拘束廃止に関する理念

身体拘束は、患者及び利用者（以下、「患者等」）の生活の自由を制限することであり、患者等の尊厳ある生活を阻むものです。当院では、患者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます

(1) 身体拘束の禁止の基準

医療サービス提供にあたって、患者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の患者等の行動を制限する行為を禁止します。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

患者等個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。例外的に以下の 3 つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：患者等本人又は、他の患者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性があり緊急性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要です。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当院においては、原則として身体拘束及びその行動制限を禁止します。身体的拘束その他入院患者等の行動を制限する行為にあたるものとして、厚生労働省が「身体的拘束ゼロへの手引き」の中であげている行為を示します。

（身体拘束に該当する具体的な行為）

- ・徘徊しないように、車いすや椅子・ベッドに体幹や四肢を拘束帯で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を拘束帯で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないよう手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、腰ベルト、車いすテーブルを付ける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ・脱衣やオムツ外しを制限する為に、つなぎ服を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッド等に体幹や四肢を拘束帯で縛る。
- ・行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の患者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の 3 要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、医師をはじめ身体拘束防止委員会（身体拘束適正化委員担当者）を中心に十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除するように努力します。

(3) その他の日常ケアにおける基本方針

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ・患者等主体の行動、尊厳ある生活に努めます。
- ・言葉や応対などで、患者等の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ・患者等の思いをくみとり、患者等の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ・患者等の安全を確保する観点から、患者等の自由（身体的・精神的）に安楽を妨げるような行為を行いません。
- ・「やむを得ない」と安易に身体拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら患者等に主体的な入院生活をしていただけるように努めます。